



労組周辺動向 No.44

2018年9月21日現在

1. 法・政策

(1) 文部科学省：教員勤務時間を年間で管理し、休み期間は上限を短縮

文部科学省は近く、教員の働き方改革の方策について議論する中央教育審議会の特別部会に変形労働時間制の導入案を示す。

春先や年度末など繁忙期の勤務時間の上限を8時間から10時間に延長する一方、夏休み期間などは短くして学校閉庁日を設けやすくすることで、増加傾向にある時間外勤務を抑制する狙いがある。

文部科学省は教育委員会や学校が労働時間を柔軟に設定できるよう、給特法の改正を目指す。基本給の4%を「教職調整額」として支払う代わりに残業代を原則支払わないとする規定は残す見通し。

(2) 派遣労働者の賃金どうなる 同一労働同一賃金、労政審部会で議論

「同一労働同一賃金」について、労働政策審議会（厚生労働相の諮問機関）の部会は派遣労働者を対象とした具体的なルールを示すガイドライン（指針）の原案を初めて示した。派遣先の労働者との間の不合理な待遇差を認めないことを目指す。

ただ、派遣労働は派遣元や派遣先など関係が複雑で、実効性の確保には課題が多い。待遇の比較には、派遣先企業の派遣元への情報提供が不可欠だが、使用者側からは、業績などの企業情報の開示には慎重な姿勢が示された。

派遣労働者の同一労働同一賃金は2020年4月に施行される。

「第10回労働政策審議会 職業安定分科会 雇用・環境均等分科会 同一労働同一賃金部会」は以下から（日本語）。

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000176596_00004.html

(3) 厚生年金の適用拡大の議論開始：厚生労働省審議会

短時間労働者が厚生年金に加入しやすくするため、厚生労働省は厚生年金の適用範囲を広げることに本格的な議論を始めた。来年行う「財政検証」の結果を受けて年金制度の見直しを進める。

厚生労働省は今後、より小規模の事業所にも適用することや、賃金要件の引き下げなどを議論する。2020年にも改正法案を提出する考えだ。

「第4回社会保障審議会年金部会」は以下から（日本語）。

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000212815_00002.html

<https://www.mhlw.go.jp/content/12601000/000355188.pdf>

(4) 政府、裁量労働制拡大へ仕切り直し 実態の調べ方を議論

裁量労働制で働く人の労働実態を調べるための議論が厚生労働省の有識者会議で始まった。政府は6月に成立した働き方改革関連法に裁量労働制の対象拡大を盛り込む方針だったが、同制度をめぐる調査結果への批判を受けて撤回。この会議を再び拡大をめざす第一歩と位置づける。ただ、先行きは不透明だ。

政府は対象拡大をめざす方針を変えていないが、もし裁量労働制で労働時間が大幅に長くなるとの調査結果が出れば、議論の紛糾は必至だ。

「第1回裁量労働制実態調査に関する専門家検討会（資料）」は以下（日本語）。

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000211189_00002.html

2. 法違反・闘い

(1) 過労死：トラックドライバー残業月158時間で労災申請

トラックドライバーの男性（当時52歳）が心臓疾患で死亡したのは長時間労働による過労死だとして、男性の遺族が川口労働基準監督署に労災申請した。遺族代理人の川人博弁護士らが10日記者会見し、明らかにした。1カ月あたりの残業時間は100時間超が恒常化し、発症前1カ月は約158時間に上っていたという。

(2) 東京地裁が育休復帰後の雇い止めは無効—賃金支払い命令

育休復帰時に正社員から契約社員に契約変更を迫られ、復帰後に雇い止めされたのはマタニティーハラスメントに当たり、男女雇用機会均等法などに違反するとして、東京都内の英会話学校に勤めていた女性（37）が同校の運営会社「ジャパンビジネスラボ」に対し、正社員の地位確認と未払い賃金の支払いなどを求めた訴訟で、東京地裁は11日、雇い止めを無効とし、未払い賃金など約491万円を支払うよう命じる判決を言い渡した。

同社が、女性が契約社員の地位にない確認を求めた訴訟も併せて審理され、会社側の訴えは却下された。

(3) 自治体丸ごとの「条例違反」横行：労組関係者に驚きの声

二宮町で、自ら定めた条例に抵触する行為が横行していた。町には組合組織がなく、長年にならぬ時間外手当の未払いがあったとみられ、県内労組関係者は「部署単位でという話は多いが、自治体丸ごと全部でという例は初めて聞いた」と驚いている。

町関係者によると、未払いの発覚のきっかけは職員1人の声。超過分の時間外勤務への手当が支給されていない実態を疑問視したことをきっかけに、町議会で取り上げられたという。

町には地方公務員労組が存在していない。

(4) 「裁量労働制の適用無効」建築士資格のない20代女性が残業月185時間—労働基準監督署が指導

東京都内の建築設計事務所に勤めていた20代女性が、建築士の資格を持たないのに裁量労働制を適用され、最長月185時間の残業で精神疾患を発症したことに対し、中央労働基準監督署（東京）が同事務所に裁量労働制の適用を無効と指導し、残業代不払いなど是正勧告を出していたことが18日、分かった。

女性は「裁量労働で働かせ放題だった。何度も死のうと考えた」と強調。同事務所の担当者は「コメントできない」としている。

3. 情勢・統計

(1) 人手不足深刻…土曜の郵便配達取りやめ検討

総務省が手紙などの郵便物の配達を平日だけにすることを検討していることがわかった。

日本郵便では現在、郵便法により、平日と土曜日に配達することになっているが、関係者によると、深刻な人手不足への対応などで、郵便配達の見直しが必要になっているという。

(2) 老後の頼りは年金より就労収入：20～40代の意識調査

老後の生活を支えるお金として最も頼りにするのは、「年金」より「就労による収入」——。20～40代のこんな考え方が、厚生労働省が発表した「社会保障を支える世代に関する意識調査」で明らかになった。20～30代は5割近くが就労収入を挙げ、年金は3割にとどまった。

「老後の生計を支える手段として1番目に頼りにするもの」を尋ねたところ、「自分や配偶者の就労による収入」と回答した20代は47.8%、30代は46.7%、40代は43.6%と最も多かった。50～64歳は32.6%、65歳以上の11.4%でそれぞれ2番目だった。

「国民年金や厚生年金などの公的年金」を挙げた20代は29.5%、30代は33.4%、40代は36.4%でいずれも2番目。対して50～64歳は51.8%、65歳以上は7

2. 3%と最多だった。

年金や医療・介護、雇用などの中から「将来、1番不安だと考えるもの」を選ぶ質問では、いずれの世代でも「公的年金が老後生活に十分であるかどうか」の回答が最多だった。

「平成28年社会保障を支える世代に関する意識調査結果について」は以下から（日本語）。

https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000174288_00001.html

(3) リーマンショックから10年、企業利益増も売り上げ戻らず

民間の信用調査会社「東京商工リサーチ」が、全国26万余りの企業を対象に2008年9月に起きたリーマンショック前の2007年度以降の業績を分析した。

国内の企業の利益は2007年度を100とした場合、リーマンショックが起きた2008年度に18まで急低下し、その後、回復して昨年度は162と危機前の1.62倍に増えた。

一方、企業の売り上げは2007年度を100として昨年度で98にとどまり、危機前の水準を回復していない。

人口の減少などを背景に国内市場が縮小に向かい売り上げが伸び悩む中で、企業が人件費をはじめとする固定費の抑制を通じて利益の回復に努めてきたことを物語る。

「リーマン・ショックから10年『リーマン・ショック後の企業業績』調査」は以下（日本語）。

http://www.tsr-net.co.jp/news/analysis/20180913_01.html

(4) 在留外国人数が過去最高に

法務省が発表した速報値によると、平成30年6月30日現在の在留外国人数は、2,637,251人で、前年末に比べ75,403人(2.9%)増加となり過去最高となった。

「平成30年6月末現在における在留外国人数について（速報値）」は以下。

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri04_00076.html

(5) 「人材派遣健康保険組合」解散へ：約50万人の加入者は「協会けんぽ」に移行

高齢化の進展による財政状況の悪化で、健康保険組合の解散が相次ぐ中、派遣社員やその家族が加入する「人材派遣健康保険組合」は、今年度いっぱい解散する方針を決めた。およそ50万人の加入者は協会けんぽに移ることになり、移行する人数としては協会けんぽ発足以来、最大となる。

全国におよそ1,400ある、大企業や同じ業種の従業員などが加入する健康保険組合は、高齢者の医療費を賄うための負担金などにより、20174月時点で、およそ4割が赤字。

厚生労働省は、これに伴って国から協会けんぽへの補助金が100億円程度増える可能性があるとしている。